

令和3年度第2回多良木町議会(7月会議)

招 集 年 月 日	令和3年7月5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和3年7月5日			午後3時30分
開 閉 宣 告	散	会	令和3年7月5日			午後3時51分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策		12番	落 合 健 治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 郎		
	副 町 長	塚 本 健	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文	住民ほけん課			
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福祉課長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福祉課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建設課長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建設課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農林整備課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産業振興課長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	小 田 章 一	産業振興課			

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 8 号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第 9 号	多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第10号	令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）

開議の宣告

(午後 3 時 30 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお本日の会議より、6 月 25 日に就任されました塚本副町長が出席されております。

ただいまから令和 3 年度第 2 回多良木町議会(7 月会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんの両名を指名いたします。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長(吉瀬 浩一郎君) こんにちは。

それでは私の方から、令和 3 年度第 2 回多良木町議会(7 月会議)の提案理由をご説明させていただきます。

今回審議をお願いいたします案件は、同文議決といたしまして、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更が 1 件、条例の一部改正といたしまして、多良木町情報公開条例の一部を改正する条例が 1 件でございます。

この条例改正議案につきましては、多良木町情報公開等審査会委員の任期がですね、令和 3 年 6 月 30 日で満了となっております。議案の提出期限を逸しておりますことにですね、深くおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。今後ですね、このようなことがないように注意いたしますので、どうかご容赦をいただきたいと思います。

次に令和 3 年度一般会計補正予算(第 3 号)といたしまして、主に庁舎空調設備改修経費の補正予算が 1 件、以上の 3 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をさせていただきますので、全議案ご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 2 「議案第 8 号」 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長(高橋裕子さん) 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 2、議案第 8 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 議案第 8 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

今回、構成団体の名称変更によるものがその内容でございます。組合からの依頼文書の方で、議決期間が 7 月 5 日から 8 月 20 日までと指定されておりますので、今回提案をいたすも

のでございます。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更するという事で、別表第 1 及び別表第 2 中、くまもと県北病院機構設立組合作を玉名市玉東町病院設立組合に改めるものでございまして、別表につきましては、新旧対照表を添付いたしております。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用するというものでございます。

提案理由といたしまして、熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要があるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 9 号」 多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めること について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 9 号、多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 9 号についてご説明申し上げます。

多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

先ほど町長の提案理由のとおり、提案に時期が遅れまして誠に申し訳ありません。

これまで条例に規定しております情報公開等審査会委員につきましては、議会の同意を得て 8 人の委員を選任いたしておりました。他の自治体におきましては、議会の同意なく委嘱、また委員数も 5 人がほとんどという現状でございます。

今回、委員の構成を条例中に規定いたしまして、議会の同意を不要とする改正をお願いするものでございます。内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

まず右側の改正前の多良木町情報公開等審査会、第 23 条でございますが、第 3 項で審査会は委員 8 人以内で構成するというものを、改正後の方では、次の各号に掲げる者で組織し、町長が委嘱すると改正をお願いするものでございます。第 1 号といたしまして議会議員 1 人、第 2 号で代表監査委員 1 人、第 3 号で人権擁護委員 1 人、第 4 号で司法書士 1 人、第 5 号で弁護士 1 人と構成員をここに追加するものでございます。

他の自治体の委員の選任状況でございますが、熊本県や各市などにおきましては、弁護士、税理士、大学教授などが委員に選任をされております。多良木町といたしましても、より適切に審査を行いますために、専門性や知見、公平性を確保するために町で選任可能な人を委員として規定するものでございます。また委員数も5名とするものでございます。

改正前の4項を削りまして、改正前の5項以降を1項ずつ繰り上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしまして、改正後の第23条第3項の規定により初めて委嘱された多良木町情報公開等審査会委員の任期は、改正後の第23条第4項の規定、これは任期を2年と定めてあるものでございます。それにかかわらず、任期を令和5年3月31日までとするということにいたしております。現在の任期は7月からになっておりますが、今回の改正を機に、年度区切りに合わせるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第10号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、議案第10号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,623万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,726万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。8ページをお願いいたします。歳入でございます。款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金、節の1、総務費補助金で600万円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、今回、防災活動関係分に充当をお願いするものでございます。今回計上しました金額と合わせまして、現在、予算化しております交付金の金額につきましては、1億2,650万6,000円でございます。

款の18、繰入金、項の1、基金繰入金、節の5、多良木町公共施設整備基金繰入金で7,993万円を計上いたしております。基金の取りくずしといたしまして、庁舎空調・換気設備整備

に充当をするものでございます。なお取りくずし後の基金の現在高の見込みにつきましては、1億6,341万1,000円となる見込みでございます。

款の19、繰越金で30万円を計上いたしております。今回の補正の一般財源分として計上いたしております。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の6、庁舎維持管理費、節の12、委託料で393万円。こちらは工事監理業務の委託料でございます。節の14、工事請負費で7,600万円を計上いたしております。庁舎空調・換気設備整備工事ということで、令和2年度から繰り越しております新型コロナ臨時交付金事業に計上しております同じ事業と一体施行をするものでございます。

目の18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で600万円を計上いたしております。節17の備品購入費で防災活動支援事業用備品ということで、こちらは指定避難所の暑さ対策といたしまして、大型気化冷風機の導入を計画をするものでございます。町民体育館、武道館、多良木小学校、黒肥地小学校、久米小学校の体育館へ設置をするものでございます。合計10台分を予定いたしております。特にワクチン接種会場の町民体育館につきましては、早期の設置が必要ということで今回補正をお願いするものでございます。

款の4、衛生費、項の1、保健衛生費、目の10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で30万円を計上いたしております。節の10の需用費で消耗品費ということで、64歳以下の接種開始に不足が見込まれますので、その分を補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 確認の意味でちょっと3点ほど伺いたいと思うんですが、まず一つは、これ空調・換気設備整備工事というのはある意味では専門的な工事になりますので、その際に業者の選定をですね、いわゆる一般競争あるいは指名競争入札、ま当然、審査会でいろいろと議論されるってということだと思っておりますが、その点についていったいどんなふうにお考えなのかというのが1点です。

もう1点はですね、この工期をどれぐらい見込まれているのかどうなのか。

そして3点目に、その間ですね、庁舎内の空調や換気に支障がないのかどうなのか、その辺当然工事をいつやるかっていう問題に関わってきますが、その3点について、今そちらで決まっていることがあればご説明いただきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

まず1点目の入札の件につきましては、指名審査会で協議をいたしますが、今のところ、それぞれ工種ごとに指名の方は行っていきますので、業者の指名を行っていきますので、指名競争入札というところで今現在、考えております。

それから工期につきましては、当然発注はもう年度内完了で発注をいたしますが、やはりこう空調もう全体的に改修いたしますので、大規模な工事になります。今年度、今回この補正をお願いしている部分については、もしかして年度内完了が厳しい場合には、また繰り越しをお願いすることになるというふうに考えております。

それから、空調工事期間中の対策ということなんですが、特にこう空調全部入れかえますので、冬場が空調がちょっと効かないという状況になります。その場合は、やはり冬場になりますので、何らかの寒さ対策は必要というふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。

2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 一応今回の予算が成立しまして、ま入札に入ると思うんですけども、1億2,500万からですね、そのくらいの金額になりますので、5,000万を超えたらまた議会の議決が必要になってくるのではないかなと思いますけども、こちらについては入札後にまた議会にかけられるということでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

繰越しております予算につきましてももう5,000万を超えております。今回、補正をお願いします金額についても5,000万を超えておりますので、どちらの案件も議会の議決案件となっております。

執行部といたしましても早期にちょっと工事に着工したいという考えがありますので、入札後はまた、会議の請求をさせていただくことになろうかというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和3年度第2回多良木町議会（7月会議）を閉じます。

お疲れさまでした。

（午後3時51分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員